

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



軽自動車税に係る住所変更等の届出先

車種	届出場所	持ち物
原動機付 自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	役場 税務課	印鑑および 標識
軽四輪	軽自動車検査協会愛知主管事務所 名古屋市港区 いろは町2丁目56番1 ☎050(3816)1770 [HP] http://www.keikenkyo.or.jp/	左記の 届出場所へ お問合せ ください。
軽二輪、 自動二輪 (125cc超)	中部運輸局愛知運輸支局 名古屋市中川区 北江町1丁目1番地の2 ☎050(5540)2046 [HP] http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/aichi/	

**軽自動車の廃車・譲渡
などの手続きをお忘れなく**

軽自動車(原付、自動二輪、軽二輪、軽四輪、小型特殊)税は、毎年4月1日現在の所有者にかかります。お持ちの軽自動車を売却・廃車したとき、または住所等の変更があったときは、必ず下記の届出場所が必要な手続きを行ってください。手続きを行わないと軽自動車税が課税されたり、お手元に納税通知書が届かないなどトラブルの原因となります。なお、これらの手続きを業者など他の人に依頼された方は、確実になされているかどうかを確認してください。

注意 売却・譲渡・盗難等で、現在所有していなくても、手続きをしないと登録された状態のままです。課税の対象となります。

問合せ先 役場 税務課
内線 175・176

軽自動車検査協会からのお願い
軽自動車の名義変更・廃車等の届け出について

毎年3月は軽自動車税申告等の関係から、軽自動車の名義変更・廃車等の届け出が集中し、窓口が大変混雑する状況となっております。このため、名義変更・廃車等の届け出はできる限り3月中旬ご

ろまでに済ませてくださいますようお願いいたします。

平成27年度
無料税務相談会

東海税理士会津島支部所属の税理士による無料税務相談会を行います。相続税、贈与税に関する相談、税について分からないこと、個人事業を始められる方など、ぜひこの機会をご利用ください。

とき 4月8日(水)・6月10日(水)・8月12日(水)・10月14日(水)・12月10日(木) 午後2時~4時(一人30分以内)

※都合により日程が変更になる場合があります。詳しくは予約時にご確認ください。

ところ 役場会議室

申込方法 事前の予約制で行っていますので、開催日の前日までに税務課へ電話でご予約ください。

その他

※申告書の作成に関する相談会です。税額に関する内容についてはお答えできない場合があります。また、申告書等の税務書類の作成も行いません。※プライバシーは守られます。

問合せ先 役場 税務課
内線 175・176

広域 イベント 情報



名称	とき	ところ	料金	問合せ先
星空観察会	3月7日(土) 午後6時~7時30分	あま市七宝焼 アートヴィレッジ 芝生広場	無料	あま市七宝焼 アートヴィレッジ 052(443)7588
開扉祭	3月20日(金) 午後8時	津島神社	無料	①津島総合案内所 ②津島神社 ①0567(22)1900 ②0567(26)3216